

## 株式会社 大森商会 行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和2年6月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 制度内容についてリーフレットで社員に周知する
- 令和 2年 4月～ 管理職を対象とした研修を実施する
- 令和 2年 5月～ 育児目的休暇制度を導入する

目標2：令和3年8月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する
- 令和 2年 5月～ 社内検討委員会での検討を開始する
- 令和 2年 6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施する
- 令和 2年 7月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始する